

令和4年度税制 改正の評価と検討

令和3年12月10日に与党の「令和4年度税制改正大綱」が公表された。同大綱は、経済あつての財政との考えの下、足元及び中長期的な成長に向けた課題に対応しつつ、財政健全化に向けて引き続き改革を続けるとしている。また、税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、今後ともその構造変化や国際的動向等を踏まえ、再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、働き方への中立性の確保、格差の固定化防止、簡素な制度の構築、デジタル化の活用等納税者の利便性の向上といった観点から、検討を進めるとしている。

そこで、今号では、令和4年度税制改正について幅広くご検討いただいた。

1—税制改正の最近の特徴と今後の課題●田中 治

2—個人所得課税・資産課税●漆 さき

3—令和4年度税制改正大綱を評価する：グループ通算制度の投資簿価
修正を中心に●小塚真啓

4—納税環境整備●酒井啓司

5—税理士制度●高橋俊行

税制改正の最近の特徴と今後の課題

田中 治◎大阪府立大学名誉教授

はじめに

本稿は、令和4年度税制改正の特徴を概観するとともに、今次の税制改正から先送りとなった課題のいくつかについて言及するものである。

個別の領域の税制改正（個人所得課税，資産課税，法人課税，消費課税，納税環境整備）に対する詳しい検討と評価は別稿が予定されていることもあり，令和4年度税制改正に関する本稿での検討は，網羅的なものではなく，その特徴的な改正に触れるにとどまる。

また，本稿における検討の対象は，必ずしも令和4年度税制改正に限定するものではなく，最近の税制改正の特徴とその傾向についても言及する。

I 令和4年度税制改正の特徴

令和4年度税制改正において大きな改正は見られない。その要因は，昨年10月31日の衆議院の解散・総選挙等による改正作業の遅れ等によって，大きな改正に取り組む時間がなかったことによるものといわれる⁽¹⁾。

(1) 令和4年度税制改正の概要

令和3年12月24日の閣議決定を経た税制改正の大きな柱として，①成長と分配の好循環の実現に向けて，賃上げに係る税制措置を強化するとともに，スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する措置を講ずる，②カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ，住宅ローン控除等を見直す，③景気回復に万全を期すため，土地に係る固定資産税等の負担調整措置について，激変緩和の観点から所要の措置を講ずる，などが掲げられている⁽²⁾。

これ以外に注目すべきものに，納税環境整

(1) 「インタビュー 令和4年度税制改正の全体像とその背景」税理65巻3号8-9頁（2022年）の宮沢洋一自由民主党税制調査会会長の発言。なお，令和4年度税制改正の内容については，例えば，「特集 令和4年度税制改正の概要と実務ポイント」税理65巻3号15頁以下（2022年）を参照。

(2) 「令和4年度税制改正の大綱の概要（令和3年12月24日閣議決定）」、「『所得税法等の一部を改正する法律案』について（令和4年1月 財務省）」。

備に係るものがある。その一つは、税理士制度の見直しである。例えば、税理士は、業務のICT化等を通じて納税者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が新設される。その二つは、記帳義務等を適正に履行しない納税者に対して、過少申告加算税等を加重する措置が設けられる。また、財産債務調書制度の見直しとして、財産の価額の合計額が10億円以上の居住者については、所得基準によらずに提出義務者とされる。その三つは、電子取引、電子申告、電子納付の手續に係る措置である。例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度に関して、令和4年1月1日から同5年12月31日までの間に申告所得税および法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、所定の要件を満たす場合には、宥恕措置が設けられる。

(2) 近時の税制改正の特徴

筆者は、かつて令和2年度税制改正について検討する機会を得た⁽³⁾が、そこで検討した税制改正の特徴のいくつかは令和4年度税制改正においても見ることができる。

〈税制の政策的利用〉

第一に、例えば、令和4年度税制改正の重点項目として、賃上げ促進税制やオープンイノベーション促進税制の拡充が示すように、近時の税制改正は、広く経済成長促進の手段として税制を用いることを積極的に意図している。持続的な経済成長を図るために、税制がそれを下支えすることは、税制の現実的な役割の一つとして理解しうるとしても、税制改正によって具体的な効果がどれだけ生じたかを弁別するのは容易ではない。また、これ

らの措置は、憲法14条の定める課税の公平の要請と緊張関係にあることを忘れてはならない。これらの措置は、担税力の点では同じ状況にあるにもかかわらず、政策的考慮を優先させて、課税上特別の利益を与えるものであるから、課税の公平性を損なうおそれがある。政策目的の合理性と実効性、当該措置によって損なわれる課税の公平の程度等を総合的に判断することが求められるであろう。

例えば、賃上げ促進税制については、これが企業に賃上げのインセンティブを与え、労働生産性を高める賃上げを促していることが示唆される等の、統計的手法を用いた実証分析がある⁽⁴⁾一方で、令和4年度税制改正に係る中小企業を対象とした認知度調査においては、①この制度を活用するとした企業は1割未満、②制度を活用しない理由として、税制優遇の効果に期待できないためが最多で約4割、賃金の引上げにより業績悪化の可能性があるためが約3割、などの事実が紹介されている⁽⁵⁾。

賃上げ促進税制の当否については、実際にその効果があるかどうかの見通しに加えて、①本来民間において賃金の引上げの可否等が決められるべきなのに、賃上げ促進税制は国家による民間への過剰な介入ではないか、②税制が市場における自由な選択や決定を妨げないことを重視する中立性の原則から見て、この税制は過度の政策的措置ではないか、③賃金の決定は、労使間の自主的な交渉に委ね、種々の考慮要素を判断しつつ進めるのが基本であることに加え、企業が自ら収益力、支払能力を高めていくことが前提となるべきでは

(3) 田中治「租税法の視点から見る税制改正」税研211号68頁（2020年）。

(4) 小山祥子（財務省財務総合政策研究所客員研究員）「賃上げ税制は労働生産性の向上に結び付くのか—所得拡大促進税制の導入効果分析」PRI Discussion Paper Series（No.20A-07）。

(5) HRプロ編集部が、株式会社フリーウェイジャパンによって本年3月22日に発表されたものを紹介している。
https://www.hrpro.co.jp/trend_news.php?news_no=1891。

ないか、④経営の厳しい中小企業は、60%余が赤字で法人税を負担していないことから見て、そのような中小企業にとってはそもそも利用が見込めないのではないか、などの批判や懸念に応える必要がある。

第二に、経済政策とは一応区別される、税制の政策的利用のもう一つの場面として、住宅ローン控除を挙げることができる。今後の望ましい住宅政策に合致する方向で住宅ローン控除を改めたといわれる⁽⁶⁾。例えば、政策的に良質の住宅に誘導するように、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅、その他の住宅に区分して、それぞれ借入限度額に差が設けられている。このような措置は、一面では、住宅投資の喚起という経済政策の要素を持ちつつ、同時に、環境性能等の優れた住宅の普及拡大を推進するものといえるであろう。

住宅政策という点でいうならば、財政による誘導や規制が唯一とりうる措置ではない。現に、2025年には、新築住宅について省エネ基準を満たすことの義務化が予定されているようである。住宅政策の実行手段としては、財政による間接的な誘導ではなく、行政関係法令による直接的な規制が効果としては大きいであろう。このように見ると、行政関係法令上の措置と財政上の措置との相互の役割の明確化と連携が今後の課題となるであろう。

また、課税の公平の視点からは、賃貸住宅に住む者との公平が問題となる。優良な住宅を享受する権利は、課税上ローン控除を受ける住宅所有者に限られるものではなく、賃貸住宅に居住する者にも当然認められるべきだからである。

〈課税逃れに対する制裁強化〉

第三に、納税環境整備の一環として、帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備や財産債務調書制度等の見直しを示すように、依然として、課税逃れの抑止と制裁強化の傾向は続いている。

今回の加重措置は、税務調査等において一定の帳簿の提出がない場合またはそれに記載すべき事項（売上金額または収入金額）が不十分である場合には、申告漏れ等に係る所得税等の10%または5%に相当する金額を通常の過少申告加算税等に加算するものである。この措置は、事業者の記帳水準を上げるためであって、記載すべき事項が所得ではなく、売上金額等としたのは、一般納税者が分かりやすいように配慮したものであると理解されている。また、この加重措置は、悪質な納税者を対象とするものであって、知識不足や単純な記載ミスの場合には対象としない方向ではないか等の見解が示されている⁽⁷⁾。

例えば規定上、無申告加算税については、「期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合」には、通常は無申告加算税を課さないとする（国税通則法66条1項）一方で、収入金額等の記載漏れにつき、「当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合」には加重措置をとらない（改正後の国税通則法66条4項）こととなる。正しい「所得」計算を前提とした申告の瑕疵と「収入金額」等の記載漏れとの関係は必ずしも明らかではない。また、文言上、納税者の知識不足や記載ミスは「当該納税者の責めに帰すべき事由」には当たらず、加重措置の対象ではないと言い切れるかどうか不明である。

(6) 上記インタビュー（前掲注（1）・12頁）における宮沢発言。

(7) これらの理解や見解は、それぞれ、平井貴昭日税連調査研究部長、小池正明税制審議会専門委員長の発言によるものである。税理士界1409号9頁（2022年）。

加算税の強化は近時の改正の特徴といっ
てよいが、申告納税制度の適正な運営を確保す
る措置としては、伝統的には、青色申告の制
度が用いられてきたことに留意する必要がある。
この仕組みは、いわばアメを与える方式
である。今日、法人の青色申告者は実質的に
ほぼ100%であり、個人の場合でも60%程度
であるといわれる。適正な納税申告を担保す
るための青色申告制度をどう位置づけるかが
問われる。誘導と規制の両面に目配りしなが
ら、適切な手法を組み合わせることが望まし
いであろう。

また、税務調査において税務職員から帳簿
の提示、提出を求められたにもかかわらず、
これを提示、提出をしなかった場合の加重措
置については、多少の注意が必要となる。課
税処分の前段階としてなされる税務調査は、
脱税調査とは明確に区別され、納税者がそれ
に応じるか否かは、義務ではなく任意である。
とはいえ、納税者は調査の受忍義務を負い、
正当な理由なく調査に応じない場合には、そ
の義務違反につき処罰を受ける（国税通則法
128条2号、3号）⁽⁸⁾。

このように、伝統的には、理由のない調査
拒否等に対しては、間接的に刑罰による強制
で担保しようとしてきた。もっとも事実とし
て、このような刑罰の発動には厳格な法の解
釈や的確な証拠収集の必要もあり、それほど
容易ではないが、そうであるからといって、
今回の加重措置が、それに対する事実上の、
容易で簡便な代替措置と位置づけられるべき
ではない。

〈デジタル社会と税制〉

第四に、デジタル社会実現に向けて、税制
がこれに積極的に応える必要があるとして、

種々の改正がなされている。とはいえ、今回
の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保
存への円滑な移行のための宥恕措置が示すよ
うに、現実には、そのためのシステムの構築
等に向けた十分な整備がなされていない状況
が少なからず見られるようである。

現時点で、デジタル社会、電磁的方法の活
用といっても、その姿は必ずしも具体的かつ
明確に示されているわけではない。また、電
磁的方法の活用は、あくまで手段というべき
であろう。それをとおしてどのような目的、
目標を実現するかが具体的に示される必要が
ある。さらに、電磁的方法の活用は万能では
なく、その守備範囲や問題点も明示されるべ
きであろう。一般に、情報格差（デジタルディ
バイド）の問題にどう対処するか、情報の集
中と管理に伴う情報の安全性をどのように確
保するかなど、生じうるマイナスの側面も十
分に検討する必要がある。

例えば、今回の税理士法改正において、税
理士は、税理士の業務を行うに当たり、電磁
的方法の活用等を通じて、「納税義務者の利
便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう
努めるものとする」との規定が新たに定めら
れた（税理士法2条の3）。とはいえ、納税
者の利便がどのようにして向上するか、それ
は納税者の利益とどのように結び付くか、納
税者への不利益は生じないのか、などの具体
的な検討は必ずしも十分ではないように思わ
れる。また、税理士の業務を定める税理士法
2条（税務代理等の業務規定）および2条の
2（補佐人規定）と並べて、新設の2条の3
を見ると、電磁的方法の利用を通じた納税者
への便宜供与や税理士業務の改善等が、そ
もそも税理士の業務とどのように関係するかの

(8) 金子宏『租税法（第24版）』995頁（弘文堂、2021年）、清永敬次『税法（新装版）』242頁（ミネルヴァ書房、2013年）。

道筋がはっきりしない。電磁的手法の利用は税理士業務を遂行するための手段の一つでしかない。税理士の業務の基本として、これまで、租税法律主義の下、税法の正しい解釈に基づき、納税者の適正な納税義務の実現を図り、納税者の正当な権益を擁護することであると観念されてきた（平成13年度税理士法改正で導入された補佐人制度はその具体化の一つである）ことからすれば、納税者の利便の向上等を税理士業務の一つとして、わざわざ法定化するまでもないように思われる。

近時、一般に、電子インボイスの普及、強化も強調されているが、これにより、社会的便益がどれだけ増えるのか、社会経済的効果がいかにほかにも、それほど明確であるようには思えない⁽⁹⁾。

電子インボイスの動きは、特に消費税との関連で重要となる。インボイス方式の導入は、2023年10月から施行されることは既に決定されているが、この仕組みは仕入税額控除制度の正確性の向上には役立つものの、事業者の事務効率を低下させ、また、免税事業者が取引から排除される可能性を持つものとして、根強い批判や懸念がなおも示されている⁽¹⁰⁾。

インボイス制度は、課税仕入れの事実を証明するための一つの手段であるということが出来る。それが帳簿方式と比べて、どれだけの利点があり、またどれだけの弊害があるか

という、証明手段の比較検討が不可欠であろう。将来を見据えた場合、我が国の消費税の課税計算が、なおも帳簿に依存するのか、それともそれから完全に脱却するのかによって、その制度設計の内容と程度は左右されるであろう。そもそも、仕入税額控除は、消費税が付加価値税であるための不可欠の装置であり、租税実体法的には、仕入れの事実がある限り、納税者の権利として仕入税額の控除が認められるべきである。このように考えると、デジタル社会実現の重要性、電磁的手法活用の有効性等を考慮してもなお、インボイス方式ないし電子インボイス方式の採用によって、納税者に過剰な負担を負わせたり、取引を阻害し、経済活動の自由を妨げたりすることのないように、特に留意することが求められる⁽¹¹⁾。

Ⅱ 税制改正の今後の課題

(1) 金融所得課税をめぐる論点

今後議論が進むかもしれないが（議論を進めることが望ましいが）、金融所得課税の問題を何のために、どのような目的の下で進めていくかが重要である。

利子、配当、株式の譲渡益等の金融所得に対する現行の課税の特徴として、①基本的に

(9) 加藤博之「今、なぜ、デジタルインボイスなのか」税理士界1409号10頁（2022年）においては、売手の側は印刷、封入、発送の手間がなくなる、請求代金の早期回収の期待が可能となる、入金消込みの効率化がある、経営状態等を可視化し、取引先金融機関に情報を提供することで、取引先金融機関が現状よりもリスクを引き受け、資金調達が容易になりうる、等の指摘がある。とはいえ、これらは可能性の一つであるにすぎず（例えば、取引先金融機関が、電子インボイスをとおした情報であることをもって資金調達を促進する、ということはずまず考えられない。金融機関は当該企業の将来性や貸金の回収可能性等の種々の側面を具体的に考慮するのであって、電子インボイスという手段そのものがそれほどの力を内包しているとはいえないであろう）、これをもって決定打とはいえないように思われる。

(10) 例えば、小山馨「インボイス方式導入と電子インボイス普及に対する税理士の対応」税理士界1407号15頁（2021年）。

(11) 田中治「インボイス方式の導入に伴う法的課題」税研197号47頁（2018年）。

20%の分離軽減課税の下にあること、②金融証券税制については「貯蓄から投資へ」という政策課題の誘導手段として位置づけられていることを挙げるができるであろう。

国民に税負担を求める上で、課税の公平の要請は最も重要なものであろう。金融証券税制における軽減税率は、その多くの受益者が富裕層であると思われるところから、この仕組みが課税の公平に沿うものかどうか問題となる。課税の公平は、同じ状況にある者を同じに取り扱い、異なる状況にある者をその状況に応じて異なって取り扱うことを求めるものである。政策課題を無視してよいとまではいわないとしても、担税力に富んだ富者に対して、より大きな負担を求めることは、課税の公平の要請にかなうものである。

伝統的に、個人所得課税においては、担税力に応じた課税の実質的公平を実現する観点から、資産所得重課、勤労所得軽減が理念とされてきた⁽¹²⁾。とはいえ、現実には、経済政策等の観点から資産所得が軽減される結果となっている。このような状況は改める必要がある。また、個人所得税においては、各種の所得を総合し、これに累進税率をかけることが、垂直的公平の観点から重視されてきた。このような総合累進課税の仕組みは、所得分配の格差が存在し、国家による所得再分配の要請が強い場合においては、特に重要となる⁽¹³⁾。

1950年のシャープ税制によって強化された総合累進税制が、1987年、88年の抜本的税制改正を経て、大きく変容した。これは、担税力に即した税負担、富者負担の原則が大きく崩れたことを意味する。それを支えたのが、

規制緩和、自由な経済活動、自己責任原則等を重視する新自由主義の考え方である。このようにして、税制において総合累進課税が十分に機能しなくなり、所得格差の増大等の弊害が意識されるようになった⁽¹⁴⁾。経済力に富んだ富者が、社会の共存共栄を目指して、その担税力に即して、相対的により大きな負担をすることは、最も合理的で公平な仕組みとすることができるであろう。このような観点から、金融所得課税のあり方を再検討することが重要と思われる。

(2) 相続税・贈与税のあり方をめぐる論点

まず、相続税および贈与税を制度上どのように位置づけるかが問われる。第一に、その時々によって多少の変化はあるものの、基本的に相続税は、世代を超えた富の集中を抑制するため、課税をとおして富の再分配を図ることを目的とし、これを課税の正当化根拠としてきたとすることができる⁽¹⁵⁾。このように考えると、相続税は、少数の一部の富裕者を対象にした臨時的な課税という性格を帯び、その課税は、当該相続財産の処分に向かうことを予定しているものといえる。この場合、贈与税は、将来の相続税を逃れるために財産を生前に贈与することを抑制する手段として位置づけられることになる。また、理念としては、将来の相続税の課税において、贈与によって減少した財産を全て持ち戻して課税計算をすべきだということになる。

第二に、平成15年の相続時精算課税制度の創設の目的の一つとして掲げられたように、政策的な観点から、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るために、財産の生前贈

(12) 金子・前掲注(8)・221頁。

(13) 田中治「総合所得税と分類所得税」税研119号26頁(2005年)。

(14) 田中治「持続可能な社会と税財政法の課題」税法学578号79頁(2017年)。

(15) 昭和32年12月の相続税改正答申、昭和39年12月の長期答申、平成12年7月の中期答申など。

与の円滑化を進めるということが近時強調されるようになった。この考え方は、財産の早期の移転を促進するものであり、課税逃れとしての生前贈与を抑制するという伝統的な考え方とは基本的に対立するものということができる⁽¹⁶⁾。

上記の二つの考え方の対立は、今日に至るまで続いている。争点は、生前の早期の財産移転をどう見るかである。資産の有効活用を通じた経済の活性化を図るという観点と、財産の分割贈与や連年贈与による相続税の負担軽減を問題視して、相続税と贈与税の一体化を図る必要があるとする観念の対立である。

制度改正においては、上記二つの考え方のいずれに立脚するかが問われるであろう。筆者は、理念としては、第一の考え方が基本だと考える。とはいえ、既に相続時精算課税制度があり、その漸進的改革を通じて改正をするのが現実的であり、また、納税者による長期に及ぶ少額贈与の記帳（記憶？）の困難性等を考えると、実際には、第二の考え方に比重を置かざるをえないであろう。そうだとすれば、差し当たり、世代間の資産の移転に寄与する税制を構築すべく、贈与税の基礎控除額を一定程度引き上げるなどしつつ、他方で、課税の公平を維持ないし強化する観点から、相続時における3年以内の財産の持戻しの期間を多少延長するというような改正の方向が、現実的ないし妥協的な対応として考慮されてよいであろう⁽¹⁷⁾。

おわりに

本稿は、令和4年度税制改正にごく簡単に触れつつ、近時の税制改正の特徴と思われるもののいくつかに言及してきた。特徴の一つとして、税制の政策的利用は一貫した傾向である。とはいえ、税制が具体的にどれだけの政策効果を持つかは明確ではない。もともと税制は、公的資金の調達のための手段であって、納税者の担税力を基本として賦課徴収されるものであるという原則を忘れてはならない。二つ目の特徴は、近時の加算税の強化に示されるように、納税環境整備の一環として、記帳義務や申告義務の履行を担保するための措置が強化されていることである。これは、申告納税制度の充実を目指すという点では理解できるものの、青色申告制度の存在等を考えると、単純な制裁強化論にとどまってよいものではないであろう。三つ目は、デジタル社会への税制の対応である。デジタル社会の進展は不可避と思われるが、税制は、納税者の担税力や税務処理能力等に配慮しつつ、税務情報の適切な管理にも十分な注意を払う必要がある。今後の課題として、金融所得課税や相続税・贈与税の改正の課題があるが、いずれも、政策目的や政策効果にとどまることなく、担税力に即した課税原則等を意識しつつ、合理的な制度設計をすることが重要である。

(16) 田中治「相続税・贈与税一体化による資産移転」税経通信58巻1号55頁（2003年）。

(17) 日本税理士会連合会・税制審議会令和3年度答申「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」を参照。

2 個人所得課税・資産課税

漆 さき ● 大阪経済大学経済学部准教授

I はじめに

令和4年度税制改正は、令和3年秋に衆議院総選挙が行われたこと、通常国会の審議が本予算から始まったことから、例年よりも短期間でまとめられた⁽¹⁾。その限られた期間において、大玉の改正（議員自らが状況を把握し詳しく審議する「マル政」と呼ばれる主要項目）のうちのひとつとされたのが、個人所得課税に関しては住宅ローン控除制度、資産課税に関しては商業地等に係る固定資産税の負担調整措置であった⁽²⁾。本稿では、この2つに焦点を当てる。

II 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除制度の簡単な歴史

住宅ローン減税制度は、その本質を「住宅取得後の所得税減税により住宅取得者を支援する制度」と定義すれば、昭和47年度税制改正で創設された「住宅取得控除制度」をもってそのスタートとすることが可能とされる⁽³⁾。当該制度は、適用対象が一定の新築住宅の取得に限定され、また、ローンの有無は問わない税額控除であったが、減税規模は年間最高2万円、控除期間3年間という小規模なもので、一時の「お祝い金」的色彩の濃いものであった⁽⁴⁾。その後、昭和53年度改正において、民間住宅ローンの年間返済額の一定率を税額控除する制度が追加され⁽⁵⁾、昭和58年度改正で、床面積に応じた控除分を廃止するとともに民間住宅ローン控除分の控

(1) 宮沢洋一「インタビュー令和4年度税制改正の全体像とその背景」税理65巻3号8頁（2022年）。

(2) 宮沢・前掲注1・12頁、総務省自治税務局企画課・都道府県税課・市町村税課・固定資産税課「令和4年度税制改正を巡る議論について」地方税73巻1号13頁（2022年）。

(3) 佐藤和男ほか「戦後住宅税制史概説（第2回）」土地総合研究17巻4号2頁（2009年）。

(4) 住宅不動産税制研究会「これからの住宅取得支援税制のあり方を考える～豊かな住生活と経済活性化を目指して～（中間とりまとめ）」13頁（2008年）。

(5) 佐藤・前掲注3・4頁、住宅不動産税制研究会・前掲注4・13頁。

除額が引き上げられた。これにより、住宅ローン負担者に対する支援措置の性格が強まった⁽⁶⁾。さらに、昭和61年度改正において、それまでの年間返済額に応じた控除方式を転換し、公的ローンを含む住宅ローンの年末残高の一定率（1%）を税額控除する「住宅取得促進税制」が導入された⁽⁷⁾。これは住宅ローン負担者に対する本格的な支援税制であり、これが現行制度につながる基本的枠組みとなっている⁽⁸⁾。この時の改正で、減税額を年間返済額の一部を税額控除する方式から、年末残高の1%という利子相当額の税額控除に変更したことは、住宅ローンの支払利子をより経費的支出として認識した結果とみられることもできる、と評される⁽⁹⁾。その後、住宅ローン控除制度は、住宅投資の有する経済波及効果を内需拡大に寄与させる観点から拡充され、住宅取得支援策の中心的存在として、住宅取得者の間に定着していった⁽¹⁰⁾。

現行法の減税額は、適用年（入居後経過年数）にかかわらず、かつローン残高にかかわらず（つまり、それらに応じて控除率を低減化させる方式ではなく）控除全適用期間、一律に所定の控除対象残高に1%の控除率を乗じて税額控除する方式で算定される（措法41③）。一律減額方式の採用の背景には、税負

担の公平の観点から給与収入の水準に見合ったかたちへの是正という考えがあったとされる⁽¹¹⁾。一方で、この方式については、シミュレーションの結果、返済期間が長期の場合や年収が少ない若年層の場合に不利であって、年収が多い高齢者層で借入金額が多い場合に有利に働く、といった評価もされている⁽¹²⁾。この一律減額方式については、平成17年度税制改正により、居住開始後の年数に応じて控除率を低減させる方式に変更されたが、平成21年度税制改正により復活した。その後、現行法に至るまで、控除期間10年をベースとし（令和元年度税制改正により適用期間を13年に延長）、適用対象の年末残高上限を変化させながら、一律減額方式が採用されている⁽¹³⁾。

(2) 住宅ローン控除制度の趣旨および効果

住宅ローン控除の趣旨は、もともとは住宅取得者を政策的に支援することであり、それにより、国民が求める住生活の基盤を確保し、国民の資産形成に向けて良質な住宅供給を支援し、また、災害に対する脆弱性が生む負の外部効果を縮減させること、借家市場の質の向上にも寄与しうるものとされた⁽¹⁴⁾。副次的に、本制度による住宅建設投資促進が内

(6) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・13頁。

(7) 佐藤・前掲注3・7頁、住宅不動産税制研究会・前掲注4・13頁。

(8) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・13頁。

(9) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・13頁。

(10) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・14頁。

(11) 佐藤和男「新しい住宅税制のスタートに向けて—新住宅ローン減税制度の創設と住宅取得資金贈与制度の拡充—」土地総合研究9巻2号39頁（2001年）、古賀敬作「個人所得課税・資産課税—住宅ローン減税制度と教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に焦点をあてて—」税研217号48頁、49-50頁（2021年）。

(12) 平川忠雄「平成13年度税制改正の実務ポイント 住宅・土地税制～新住宅ローン減税制度の創設等」税理44巻3号57-59頁（2001年）。

(13) 古賀・前掲注11・50頁。

(14) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・25頁。

需拡大を通じて景気浮揚に寄与することも指摘され、経済政策としても活用されてきた⁽¹⁵⁾。

近年では、令和元年度税制改正において、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、居住する年から10年間を限度とされていたものが、令和2年末入居分まで、控除期間13年間に延長する等の特例が設けられ、消費増税分の範囲での控除額の積み増しが可能とされた(措法41⑬⑮～⑰、臨時特例法6④⑥⑦)。令和3年度改正では、民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的とし、これを(1)控除期間13年間の特例を適用できる入居期限を延長し、一定の期間に契約をした場合には、令和4年末までに入居した者を対象とするとともに、(2)これまで床面積50㎡の住宅が適用対象とされていたが、特例が延長される期間に入居する者のうち合計所得金額1000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も適用対象とする、床面積の緩和措置が講じられた。新たな所得要件を伴う緩和措置については、コロナショックによる住宅取得環境の厳しさに対応し、住宅投資を幅広い購買層に対して喚起する観点から見直しされると説明された⁽¹⁶⁾。

(3) 令和4年度税制改正とその評価

令和4年度税制改正は、消費増税への対策として広がっていた住宅ローン減税が平時に

戻るというタイミングであり、そのような流れでは、借入限度額を引き下げ、控除期間も短くするということになるはずであった。しかし、政策的に良質の住宅に誘導するような税制へと変更する方向で検討が行われ、良質な住宅の取得の促進による住宅投資の喚起を通じてコロナ禍で落ち込んだ経済の回復を図るとともに、グリーン社会の実現の観点から、環境性能等の優れた住宅の普及拡大を推進するものとされ、長期優良住宅についてはこれまでに大きくなった減税規模を維持し、そうでない住宅については限度額等を縮小していくこととなった⁽¹⁷⁾。現状、マンションは長期優良住宅に該当しないが、今回の改正では、マンションでは戸建て住宅の場合に問題になるような耐震性能や省エネ性能はおおよそ備わっていることから、持続可能性のある管理が望める場合には、長期優良住宅に次ぐ優良住宅として位置付け、優遇が行われることとなった。また、良質の中古の戸建て・マンションについても、売買を活性化する必要があることから、これらの中古物件の取得についても減税幅が拡大された⁽¹⁸⁾。

控除率については、現状では金利が1%よりも低く、支払った金利よりも税額控除のほうが大きい状況があると指摘されていたことから、1%から0.7%へと引き下げられることとなった。この背景には、会計検査院による平成30年度決算検査報告の中で、控除にかかわる費用は国費によることから、現行制度が国民の納得できるような必要最小限のものになっているか検討するよう指摘したことが挙

(15) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・25頁。

(16) 自由民主党/公明党「令和3年度税制改正大綱」(令和2年12月10日決定)7頁(2020年)。

(17) 宮沢・前掲注1・12頁。また、所得税の住宅ローン控除の特例で控除しきれなかった残額があるときは、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額を其年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で減額することとされた。

(18) 詳しい要件等に関する解説は、藤曲武美「個人所得課税」税理65巻3号22頁以下(2022年)など。

げられる。具体的には、住宅ローンを借り入れている人の約78%が控除率1%よりも低い借入金利が適用されており、住宅ローン減税の適用期間において、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローンの利息支払額を上回ること、住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになる、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰り上げ返済をしない動機付けになる、と言及されていた⁽¹⁹⁾。現在、変動金利型住宅ローンの適用金利の最低水準は0.7%よりも低く、今の市場環境が継続すると住宅ローンの新規契約者は引き続き「順ぎや」となる。しかし、借入限度額が引き下げられたことで、利息支払額と最大控除額が等しくなる住宅ローンの借入額の損益分岐点はシフトすることになり、ローン借入額を減少させるインセンティブになりうる⁽²⁰⁾。

以上のように、住宅ローン控除制度に関する令和4年度税制改正は、大まかには①消費増税に対する対処から一定の優良住宅購入へのインセンティブ付けへの趣旨の変更と、それに対応した優遇対象の変更、②指摘されていた問題への対処のための控除率の引き下げである。住宅ローン控除制度は、住宅取得者に対する支援と、景気対策の2つの側面を併せ持つ制度と解される。かねてから指摘されるように、後者の景気対策という側面を鑑みれば、社会状況によって適用対象者やその控除額等が変化するのも頷けるものの、前者の

住宅取得者に対する支援という側面からは、住宅取得の時期によって制度の適用の有無や優遇の程度が大きく異なることは望ましくないように思われる⁽²¹⁾。これまでも、特別措置法による長年にわたっての拡充・延長・縮減が繰り返されてきたことにつき、制度の抜本的解決が議論されてきたが⁽²²⁾、制度の安定化を図るために、住宅取得者の支援政策の中核として、税額控除の制度およびその基本的な適用期間等は恒久的な制度として位置付けていくことが必要と考えられる⁽²³⁾。消費増税やコロナショックといった社会状況の中、近年は景気対策の側面が強調されてきたように思われるが、社会状況にふさわしい住宅取得者支援として、予測可能性を高め、安定的な制度運用が行われることが望ましい。

Ⅲ 資産課税

(1) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の概要

固定資産税は、固定資産の保有を課税物件とする市町村税であり、住民税と並んで大きな税収をもたらす市町村の基幹的財源である。固定資産税の課税標準は、地方税法本則においては、賦課期日における固定資産の価格として固定資産課税台帳に登録された金額とされる⁽²⁴⁾。ここでいう価格とは「適正な時価」を意味し、これをみると、固定資産税

(19) 会計検査院「第2 租税特別措置（住宅ローン控除特例及び譲渡特例）の適用状況、検証状況等について」818-820頁、https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy30_09_02.pdf（2022年4月10日最終閲覧）。

(20) 福本勇樹「2022年の税制改正による住宅ローン契約者への影響 住宅ローン減税から得られる経済メリットの最大化問題について」ニッセイ基礎研究所、基礎研レポート2022年1月18日。<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=69906?site=nli>（2022年4月5日最終閲覧）。

(21) 碓井光明「住宅ローン減税制度に関する一考察」土地総合研究7巻2号8頁、9頁（1999年）、住宅不動産税制研究会・前掲注4・29頁。

(22) 古賀・前掲注11・50-51頁。

(23) 住宅不動産税制研究会・前掲注4・28-29頁、古賀・前掲注11・54頁。

は、固定資産の価格に低い比例税率を乗じて価格を算定するシンプルな租税として形成されていることがわかる⁽²⁵⁾。

しかしながら、かねてから指摘されるように、実際の固定資産税は、特に土地について、これとは全く異なる。まず、従来、土地の固定資産税評価額は、その実勢価格を著しく下回るものであった⁽²⁶⁾。また、昭和39年度から、現行固定資産評価基準による評価替えによって土地の評価額が著しく上昇したことに伴い、激変緩和のための負担調整措置が導入され、評価額と課税標準の間にも乖離が生じた⁽²⁷⁾。バブル時には、異常な地価高騰を抑制すべく、公的土地評価の一元化の要請を受けた7割評価通達によって、土地課税強化の一環として固定資産税の負担増が図られた⁽²⁸⁾。しかし、それに基づく評価替えが行われた平成6年度には、大都市圏を中心にすでにバブル崩壊による地価の下落が深刻化していたため、地価が下落しているにもかかわらず評価額が上昇した⁽²⁹⁾。平成6年度評価替えに当たっては、税負担の急激な増大を極力抑制すべく負担調整措置が講じられ、また、平成9年度の評価替えの際には、いわゆる負担水準方式による地域間の負担水準の均衡化を図る措置が講じられた。これは、前年度課税標準額の評価額に対する比率を負担水準と呼び、それが低い土地については課税標準額

を徐々に引き上げ、高い土地については徐々に切り下げるものである⁽³⁰⁾。そして負担水準が一定範囲に収まっている土地については、課税標準額を据え置く。このようにして、一定範囲（据置ゾーン）に負担水準を収斂させる。

住宅用地については、課税標準額を3分の1または6分の1とする特例が適用されることを前提に、据置ゾーンは平成26年度から廃止されている。商業地等については、据置ゾーンは当初は7～8割であったが、現在は6～7割であり、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている⁽³¹⁾。土地に対する固定資産税につき、土地評価の適正化と負担水準の均衡化が達成されてきており、土地の実勢価格と評価額、評価額と課税標準額の二重の不均等な開きは、相当程度解消されつつあると指摘される⁽³²⁾。

商業地等の据置ゾーンは、負担水準均衡化のために設けられたものであるが、それが達成されつつある現在、課税標準を評価額の6～7割にとどめる理由がなくなることが指摘される⁽³³⁾。しかし、据置ゾーンを廃止すると、商業地等について7割評価による評価額上昇がそのまま税負担に反映されることとなる。

(24) 地方税法349条、349条の2。

(25) 渋谷雅弘「固定資産税の現状と課題」租税法研究43号70頁（2015年）、谷口勢津夫「固定資産税の法的課題」日税研論集46号187頁（2001年）。

(26) 渋谷・同上。

(27) 渋谷・同上。

(28) 谷口・前掲注25・188頁。

(29) 同上。

(30) 渋谷・前掲注25・70頁。

(31) 自由民主党/公明党・前掲注16・6頁。

(32) 渋谷・前掲注25・71頁。

(33) 同上。

そうすると、住宅用地については平成6年度から、評価額の3分の1または6分の1相当額が課税標準とされているため、その負担の格差が大きくなる⁽³⁴⁾。このような商業地の据置ゾーンの位置付けの問題については、事実上先送りにされてきた。負担水準60%~70%の従来からの据置対象ゾーンにおいては、評価額と税額の高低が逆転する等、税負担の不公平な状態が固定化したままとなる場合があることが指摘されている⁽³⁵⁾。

最近では、令和3年度が評価替え年度であったため、令和3年度税制改正において、令和3年度から5年度の3年間の負担調整措置の仕組みが決定された⁽³⁶⁾。令和3年度税制改正においても、予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から5年度までの間、下方修正措置を含める土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと市町村の条例による減額制度が継続された。その上で、コロナウイルス感染症による影響に配慮する措置が講じられた。土地に係る令和3年度評価替えの価格調査基準日は令和2年1月1日であり、基本的には同日までの地価動向が令和3年度の評価額に反映される。しかし、同日後に地価が下落した場合は、同年7月1日までの半年間の変動率を評価額に反映させることが可能とされている。令和3年度評価替えに当たっては、調査基準日以降、7月1日までの半年間に新

型コロナウイルス感染症の影響により全国的に地価の下落がみられ、当該下落分については、ほぼすべての市町村において下落修正を行い評価額に反映された。しかし、7月以降も地価が大幅に下落するとの予測もあり、仮に地価が下落した場合は、賦課期日までのその後の半年間の地価動向は評価額に反映することができない。こうした状況から、負担調整措置の仕組みを3年間延長した上で、地価が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられたのである。すなわち、令和3年度は税額を据え置くものの、令和4年度・5年度については、従来の負担調整措置（評価額の5%分の税額を加算⁽³⁷⁾）を講じることとされた。

(2) 令和4年度税制改正とその評価

このような状況の中、令和3年度の課税標準額ベースでは、地価の下がっている地域では負担水準60%以上の土地がほとんどとなる一方、地価の上昇している東京都では5.6%にとどまるなど、地域差が大きくなっている⁽³⁸⁾。一部の地域では、平成30年度の地価上昇および令和3年度の大規模な地価上昇にもかかわらず、令和3年度に地価上昇地点の課税標準を据え置いた結果、負担水準の格差が大きく広がった⁽³⁹⁾。

令和3年度税制改正において特別な据置措置が講じられた背景には、令和2年前半にお

(34) 同上。

(35) 地方税制度研究グループ「特集 改正大綱から読むQ&A令和4年度税制改正の要点」税77巻2号25頁（2022年）。

(36) 同上。

(37) 平成18年度から、負担水準の均衡化促進のための仕組みが導入され、原則、評価額の5%ずつ課税標準額を上昇させることとなっている。

(38) 資産評価システム研究センター、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究、第2回資料3「負担水準の推移・現状と負担調整措置の見直しに関する意見」3頁、<https://www.recpas.or.jp/new/jigyo/chousa/ch/r03/data2/ch-r03-2-3iken.pdf>（2022年4月12日最終閲覧）。

(39) 同上、12頁。

ける全国的な地価下落があった。令和2年後半においても引き続き地価の下落が続くと予測もあったが、実際には全国的な地価の落ち込みはみられなかった。また、令和2年7月から令和3年7月にかけて、商業地の全国平均の地価変動率はほぼ横ばいであった⁽⁴⁰⁾。このような状況の中、令和4年度税制改正では、令和3年度の特別な据置措置は同年限りとする一方、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、地価上昇により税額が増加する場合、商業地等の税額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）分の税額とすることとされた。

固定資産税を基幹税とする自治体にとっては、負担水準の均衡化という役割をおおむね果たしたと考えられる据置ゾーンの廃止が進まない中で、令和3年度は評価額の上昇しているすべての土地の税額を据え置く措置が講じられ、令和4年度は負担水準60%未満の税額が上昇する土地について、税額の引き上げ幅が半分に制限されることとなる。これまでも、近年の固定資産税は土地から税収を確保できていないこと、とりわけ商業地等からの税収が確保できていないこと、据置ゾーンの廃止の必要性が指摘されてきた⁽⁴¹⁾。長年、固定資産税額が地価に連動せず、評価額が常に課税標準に一致するわけではなく、課税標準額が負担調整措置の適用によって調整される算定過程の不透明さ、複雑さが、納税者および市町村にとって望ましくないことが指摘

されており⁽⁴²⁾、その適正化は早急に検討されるべきである。コロナ禍の影響に配慮すること自体には一定の合理性があると考えられるものの、負担調整措置によるゆるやかな固定資産課税の適正化という観点からは、停滞ともいえる状況が続いている。

Ⅳ まとめ

本稿では、令和4年度税制改正のうち、個人所得課税に関しては住宅ローン控除制度、資産課税に関しては商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について取り上げた。住宅ローン控除制度については、その趣旨が消費増税への対応から、環境性能等の優れた住宅の普及拡大制度へと変更された。景気対策としての側面もさることながら、安定化を図るために、住宅取得者の支援政策の中核として、税額控除の制度およびその基本的な適用期間等は恒久的な制度として位置付けていくことが必要と考えられる。商業地等に係る固定資産税の負担調整措置については、景気対策に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度は負担水準60%未満の税額が上昇する土地について、税額の引き上げ幅が通常の半分に制限されることとなった。これにより、負担調整措置によるゆるやかな固定資産課税の均衡化・適正化をさらに遅らせると考えられる。

(40) 国土交通省「令和3年地価公示結果の概要」<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001419079.pdf> (2022年4月10日最終閲覧)。

(41) 石田和之「固定資産税の課題とあり方」税研215号47頁、49頁（2021年）。

(42) 石島弘「固定資産税と負担調整措置」地方税66巻5号2頁、7-8頁（2015年）。

令和4年度税制改正大綱を 評価する：グループ通算制度の 投資簿価修正を中心に

小塚真啓 ● 岡山大学教授

はじめに

本稿は、令和4年度税制改正大綱の法人課税・消費課税に関する改正のうち、グループ通算制度の投資簿価修正に加えられた変更を取り上げて評価を行う。この変更は、令和2年度税制改正によって導入されたグループ通算制度が、実際に適用されるようになる令和4年4月1日以前に実施されたものである。一般に、税制の変更は、実際に制度が適用され、一定期間が経過したのちに、問題点等があることが明らかとなってきた場合にそれに対応する形で行われることが多いが、本改正が制度の適用以前に行われたのは、後述するM&Aや組織再編等の抑制につながるとの批判が重く受け止められたものと推測される。そのため、税収へのインパクトが圧倒的に大きい「積極的な賃上げ等を促すための措置」と並んで重要な改正であると考えられるため、特に取り上げて論じることとしたい。なお、実際に適用がなされる前の改正としては、「適格請求書等保存方式に係る見直し」など

も挙げられるが、そうした改正のあり方それ自体についても、本稿の最後に論じることとする。

I グループ通算制度の下での 投資簿価修正

投資簿価修正は、グループに生じた経済的利益または損失をそのグループ内で1回だけ課税することを目的として、子法人の株式の帳簿価額（アウトサイド・ベイス）を調整するものである⁽¹⁾。投資簿価修正は、連結納税制度の下では、子法人が計上した利益または損失の額だけ、アウトサイド・ベイスを増減するものとされていたが、グループ通算制度の下では、アウトサイド・ベイスを離脱時点の子法人の純資産帳簿価額（インサイド・ベイス）と一致するように調整するものとされた（法税令119条の3第5項）。

このような、アウトサイド・ベイスをインサイド・ベイスに合わせるという新しい投資簿価修正のやり方は、少なくとも一定の合理性を有するものだったといえる。このようなやり方が採用された理由としては計算の

(1) 岡村忠生『法人税法講義 [第3版]』（成文堂、2007年）528頁、酒井貴子『法人課税における租税属性の研究』（成文堂、2011年）141-163頁、小塚真啓「連結におけるインサイド・ベイスとアウトサイド・ベイス：序説」岡山大学法学会雑誌70巻3・4号590頁、581-580頁（2021年）。

容易性や組織再編成との整合性が挙げられているが、それ以外にも、子法人の有する資産の含み益に対する課税を確保するという目的が存在した⁽²⁾。すなわち、従来の投資簿価修正のやり方によると、含み益に対応した金額が既にアウトサイド・ベイスに含まれている場合においても、含み益が実現した際にその分だけアウトサイド・ベイスを増額させてしまうこととなり、その後購入時と同額にて子法人株式を譲渡した場合、実現した含み益と同額の株式譲渡損失を計上することが可能であった⁽³⁾。理論的には、このような仕組みを通じて法人を一時的にグループに取り込み、値上がりした資産を売却して含み益を実現させ、直後に株式を譲渡して株式譲渡損失を計上するという方法で含み益に対する課税逃れが可能となってしまうことから、アメリカ合衆国においても同様の制度に対して修正が加えられたという経緯が存在する⁽⁴⁾。これに対してグループ通算制度の投資簿価修正では、含み益に対応した分の金額

に関してはアウトサイド・ベイスに含まれることはなく、含み益が実現してもそれが二重に計上されて株式譲渡損失を生み出すということはない⁽⁵⁾。

しかし、このやり方については実施前から懸念の声が存在した。グループ通算制度の下では、上記のように、含み益の二重評価を利用した課税逃れの問題は起こらないが、その反面、グループがその子法人に対して投資をした金額であるところの、子法人の株式の取得のために支払った対価がアウトサイド・ベイスに含まれることがないから、グループにとって経済的に実際に生じた損失が控除できなかったり⁽⁶⁾、グループには経済的な利益が生じていないのに、利益が生じたとして課税されてしまったり⁽⁷⁾、といった歪みが生じ得ることとなる。このような歪みはグループが行う法人への投資を不利に扱うものであり、M&Aや組織再編等の活動を妨げるものとなるのではないかという懸念⁽⁸⁾はもっともなものであったといえよう。

(2) 財務省『令和2年度税制改正の解説』(2020年)948-949頁。

(3) たとえば、帳簿価額が100で時価が200の土地を有するS社の全株式をP社が200で取得した後、時価評価課税を受けることなくS社がP社を頂点とする連結納税グループに加入したとする。その後、S社は土地を200で売却すると、100の譲渡利益が計上されるが、同時にP社はS社株式を200で売却するとすれば、アウトサイド・ベイスは100の譲渡利益の計上に対応して300に上昇し、100の株式譲渡損失が計上されるため、実現した土地の含み益100についてグループは課税されないこととなる。

(4) 酒井・前掲注(1)164-186頁、小塚・前掲注(1)562-556頁。

(5) たとえば、100の現金、帳簿価額が100で時価が200の土地を有するS社の全株式をP社が400で取得し、S社がP社を頂点とする通算グループに加入した場合、P社は400をS社に投資しているが、S社が離脱する時までインサイド・ベイスが200のまま変化していないとすると、アウトサイド・ベイスは200となる。

(6) 前掲注(5)の例で、S社の土地が100に値下がりし、また、S社の事業の将来性に疑問が生じたことにより、P社はS社株式を200で売却することになったとすると、400を投じて200しか回収できていないのだから、200の経済的損失を蒙っているはずである。しかし、アウトサイド・ベイスは200とされるので、P社は株式譲渡損失を計上することができないことになる。

(7) 前掲注(5)の例で、S社の土地もS社の事業の将来性にも特に変化がない状態で、P社がS社株式を400で売却することになったとすると、400を投じて400を回収しただけであって、経済的利益も経済的損失もないはずである。しかし、アウトサイド・ベイスが200とされるので、P社には200の株式譲渡利益が計上されることになる。

(8) たとえば、日本公認会計士協会「令和4年度税制改正意見書」20頁 (https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210622dih.html)。

Ⅱ 令和4年度税制改正の内容と評価

これらの懸念を受けたものであろうが、令和4年度税制改正には、投資簿価修正に変更が加えられ、子法人の株式を取得した時点でののれんの価値がアウトサイド・ベシスに含まれるようにされた。具体的には、当該子法人の株式を取得するために支払った対価に相当する金額で、当該子法人を被合併法人、株式を取得した法人を合併法人とする非適格合併が行われたとみなした場合に計上されることになるはずの資産調整勘定の額に相当する額をアウトサイド・ベシスに加算することが認められるようになった（新法税令119条の3第6項）。これにより、のれんの価値の部分に関しては連結納税制度の投資簿価調整とよく似た取扱いが行われるようになったものと評価できる⁽⁹⁾が、資産の含み益が存在する場合には、その含み益に相当する額は資産調整勘定の額に含まれないため、令和4年度税制改正は、その両者の間ではっきりと取扱いに差をつけたといえる。

のれんの価値と資産の含み益との間にこのような差異が設けられたのはなぜなのだろうか。その理由としては、のれんは、土地等の独立した資産と比べて他に譲渡することは容易ではなく、課税を逃れる手段としてグループ通算制度が利用される危険が少ないと判断されたということが考えられる。しかし、事業譲渡等の手法により、のれんを法人から切

り出して譲渡することは不可能ではない。また、企業買収時に生じたのれんの価値は、その後事業活動が継続されていく中で徐々に実際の収益として実現していくはずであるから⁽¹⁰⁾、資産の含み益が当該資産の譲渡によって実現するのとタイミングなどが異なるだけで本質的な違いはないということもできる。それにもかかわらず、株式譲渡損失によって課税が打ち消されることを資産の含み益にかぎって問題とするのは合理的とはいえないであろう。

さらに、のれんの価値と資産の含み益を厳密に区別しなければいけないということも、執行上の負担になる可能性があると考えられる。すなわち、資産調整勘定を適正に算定するためには、のれん以外の資産が適切に時価評価されなければならず、仮にそれらが過少であれば資産調整勘定が過大に計上され、アウトサイド・ベシスを増額させることができるようになる。だが、資産の時価評価を常に適切にすることは特に子法人の株式の取得が数回にわたって行われるような場合においては困難なものになることが予想される。最初の方の取得の段階では、子法人の支配権の獲得にまでは至らないといったケースにおいては、その時点では資産の時価計算は必要とされず、支配権を獲得するに至った時点において、初めて遡って最初の取得時点での時価評価を行うことになるため、特に長い期間を通じて株式取得が行われた場合等については、正確な算定はかなり困難なものとなっている可能性があるからである⁽¹¹⁾。

(9) 前掲注(5)の例では、P社が現金400でS社を非適格合併したとみなした場合に計算される資産調整勘定の金額である100が資産調整勘定対応金額（新法税令119条の3第7項3号）とされ、これがアウトサイド・ベシスに加算されることになる。

(10) 非適格合併等で実際に認識された資産調整勘定は5年間で償却されることになっているが（法税62条の8第4項）、このような取扱いが規定されているのは、のれんの価値が徐々に実際の収益として実現していくことを想定してのものであると考えられよう。

このように、のれんの価値と資産の含み益とを区別して後者のみを規制の対象とするやり方は、一見すると合理的であるようにもみえるが、実際の運用上はうまく機能しない、もしくは過大な執行コストを要するものとなることが懸念される。また、これが仮にうまく機能するものなのであれば、それは株式取得に際して、含み益のある資産を常に適正に時価評価できていることを意味するから、含み益についてもアウトサイド・ベイスに含めることを原則として認め、離脱前に実現した場合にはその分だけ控除するという方法を採用すべきであったのではなかろうか。なぜなら、このような形で、のれんと含み益との取扱いを分ける方法を用いる限り、資産の含み益を多く抱える法人の買収がのれんの価値が大きい法人の買収と比べて不利になることは避けられず、好ましくないことのように思われるからである。

したがって、M&Aや企業再編等の活動を阻害するという懸念への対応は、のれんの価値と資産の含み益を区別することなく、しかも、資産の時価評価の正確性に過度に依存しない形で行われるべきであったというべきであろう。そして、そのようなやり方としては、たとえば、子法人株式の取得の対価が加入時点の当該子法人のインサイド・ベイスを超過している場合には、その差額をアウトサイ

ド・ベイスに加算することを原則としつつ、当該子法人が加入前から有する資産を譲渡した場合にはその譲渡利益を差し引いたり、一定期間での償却を行ったりすることで調整を加えるというものが考えられる。このとき重要なのは、子法人が計上した譲渡利益をアウトサイド・ベイスへの加算額からそのまま差し引くことを原則とすることであり、株式の取得に際して支払われた対価の額の中に含まれていた実際の含み益の額を差引額に用いるのは納税者が株式取得時点における資産の時価を証明したような場合に限って例外的にしか認めないことである⁽¹²⁾。このようにすることで、納税者の側に正確な時価評価のインセンティブを与えて執行コストを大幅に削減できる一方で、グループが子法人に対して行った投資を回収できる機会を保障できるようになると考えられるのである。

おわりに

実際の適用が始まる前に改正が講じられることは、悪影響の発生を事前に食い止められるという観点からは、肯定的に評価されるべきであろう。しかし、改正をどのように行うべきであるのかが自明である稀なケースを除いては、あらかじめ広く議論がなされるので

(11) グループが株式を取得する度に子法人資産の時価評価を求める令和4年度税制改正は、(日本の投資簿価修正に相当する) アメリカ合衆国の投資調整の改善策の一つとして挙げられたMTM (Mark-To-Market) に類似する。これは加入時点で資産を時価評価し、譲渡利益のうちその時価に達するまでの部分はアウトサイド・ベイスに反映済みであるとして、投資調整を認めないという内容のものであるが、厳密には株式取得の度に時価評価を行うべきであるが、それは不可能であるので、加入時に行うものと指摘されている。See New York State Bar Association Tax Section, Report on Built-in Gains and the Investment Adjustment Rules in the Consolidated Return Regulations, at 26-27, available at <https://nysba.org/NYSBA/Sections/Tax/Tax%20Section%20Reports/Tax%20Reports%201990/No.%20657%20Treas.%20Reg.%20Sec.%201.1502-20T.pdf>.

(12) 類似の発想はPLIA (Presumptive Limitation on Investment Adjustments) という名称でアメリカ合衆国において提案されている。See NYSBA Tax Section, supra note 11 at 35-46.

ない限り、最適な改正を達成することは困難なのではないかと思われる。実際のところ、前述してきたように、令和4年度税制改正による投資簿価修正の改正はうまく機能するかどうかという点について疑問を残すものとなってしまったのである。

こうした事態を避けるためには、税制改正を策定するにあたって、どのような問題があるのか、どういった改正のやり方があるのか、それぞれのメリット・デメリットにはどういったものがあるのか、といった情報が事前に公開された上で、それらについて広く意見を募るパブリック・コメントのような手続きが行われるのが好ましいように思われ

る。特に、今回取り上げたグループ通算制度は、令和2年度税制改正で導入されることが決定したものであり、そこから実際の適用までに2年間の周知期間が設けられていたのであるから、そのような手続きをとることは比較的容易であったはずであろう。税制改正によって対応が求められる制度の不備は今後も数多く登場するであろうが、それらの対処を合理的に行っていくためにも税制改正の内容を策定するプロセスそれ自体の改善が必要となっているのではないだろうか。このようなことが今回の改正の内容からは窺われるのである。

4 納税環境整備

酒井啓司 ● 税理士

I はじめに

令和4年度税制改正における納税環境整備にとって特に注目されるポイントは、(1) 税理士法改正、(2) デジタル化への対応、(3) 記帳水準の向上を念頭に置いた納税者への対応の3点である。税理士法改正について別稿に譲り、本稿では後者2点について触れたい。

II デジタル化への対応

令和3年度税制改正において「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、「電子帳簿保存法」という)の取扱について、事前承認制度の廃止等、現実的な運用に向けての整備が行われた。これに加えて、令和3年9月1日にはデジタル庁が発足し、デジタル社会の実現に向けた国の体制が具体的なものとなってきた。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、それ以上に、世界的に遅れている国内産業の生産性向上を念頭に置いたデジタル化の推進があることは間違いない。それがデジタル社会形成基本法第1条の目的である「デジタル社会の形成に關

する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与すること」に実際につながっていくかという大変重要な命題となっている。

令和4年度税制改正において、納税環境整備の中で取り上げられた項目については、直接デジタル化に関連しないものも含まれるが、会計帳簿や税務調査のデジタル化を念頭に置いた措置と考えられる項目が多い。そこで、まずデジタル化への対応から触れることとする。

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明

瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

(注)上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

電子帳簿保存法においては、令和4年1月1日以後行う電子取引については、例外なく電磁的記録を保存しなければならないとされている(電帳法7)。この原則は現在も変わっていない。しかし、現実には全事業者が、電子取引に限定されるとはいえ、すべてのものを電磁的記録として保存することは困難であるという声が多く聞かれたことから、令和5年12月31日までは所轄税務署長への手続を要することなく書面での保存も認められることとなった。

制度的対応としては、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(令和3年12月27日、令和3年財務省令第80号)により、令和3年度税制改正であった「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年財務省令第25号)附則第2条(経過措置)に第3項を加え、この項により電子帳簿保存法施行規則4条3項(災害等の場合の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置)を読み替えて、宥恕措置が適用されることとなった⁽¹⁾。

なお、宥恕措置の「やむを得ない事情」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいうとされる(電帳通7-10)。幅広く適用されることとはなるが、電磁的記録の保存へのシステム対応を待つ間、書面の出力と提示等を条件として、宥恕措置におけるやむを得ない事情と認めるものであって、電子化への取組自体を猶予する取扱ではないことを明確にしている(したがって、電子帳簿保存法施行規則4条3項但し書きに該当する場合は、宥恕措置の適用がない)ことに注意すべきである。

また、令和5年10月からは消費税における適格請求書等保存方式(インボイス方式)が施行されることとなっている。電子インボイス推進協議会(EIPA)では、消費税に必要な情報を電磁的記録のまま保存し活用する電子インボイス運用のため、「Peppol BIS Billing JP」を標準仕様とするなどの準備が進められている⁽²⁾。

このように、税務に係る会計処理において電子化のための制度的な基盤は整いつつあるが、現実的な問題として、すべての中小事業者が、電子帳簿保存法が前提とする経理の電子化を令和5年12月31日までに完了できるのか、という問題がある。大企業では、電子申告の義務化への対応も完了し、販売・仕入管理から財務・税務申告という流れをシステムで一貫して管理し電子帳簿保存法への対応も十分可能な状態であると思われるが、中小事業者の経理処理は極めて多様かつアナログ的な作業が依然として多数存在している側

(1) 松崎啓介「電子取引制度 宥恕措置の概要と今後の電子保存対応」税務通信3690号(令和4年2月7日)31頁以下、35頁

(2) 電子インボイス推進協議会<https://www.eipa.jp/>

面もあり、事業所内で行われる取引全体を一元的に係保する会計システムを短期間かつ低コストで導入することは困難な局面が想定される。改めて現状を確認し、電子帳簿保存法に対応した経理体制を実現可能とするために必要な施策の構築が求められる。

(2) 地方税務手続のデジタル化

- ①eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大
- ②eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大
- ③eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大

(注)

改正①令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

改正②令和5年4月1日以後の納付について適用する。

改正③令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

令和3年11月、地方税における電子化の推進に関する検討会でとりまとめが行われ、当面進めるべき地方税関係の電子化施策に関し、①申告・申請手続、②納付手続、③処分通知等及び④他機関との情報連携等について提言が行われており⁽³⁾、これに基づく改正である。

国税のシステムであるe-Taxはその開発から運用が全国一律で行われているのに対し、地方税ポータルシステムであるeLTAXは、平成31年4月1日に地方税法に基づき

すべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として設立された地方税共同機構により開発・運営されている（地方税法761）。この開発・運営体制が複雑かつ巨大であることと、全国すべての自治体が窓口となるといった点から、例えば電子申告から納付への関係など、e-Taxに比べるとeLTAXは使いにくいという意見があった。システム開発において、ユーザである納税者の利便性（ユーザビリティ⁽⁴⁾）の改善は極めて重要である。地方自治の性格から、各自治体の独自性を尊重しつつ、ユーザである納税者の利便性を意識した開発体制が引き続き望まれる。

(3) 添付書面等記載事項の提供方法の見直し

- ①電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による相続税の申告書の添付書面等記載事項の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法を加える。
- ②電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による法人税及び地方法人税の確定申告書等の添付書面等記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外する。

これはかなり実務的な改正であるが、現在の電子申告において、可能な限りオンラインで完結させるという方向性において、相続税では送信するイメージデータの容量が膨大になり、結果的に容量をオーバーした資料は紙で提出せざるを得ないという実務的な傾向があり、当面の対策として光ディスク等の活用

(3) 令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ 令和3年（2021年）11月

(4) ISO（国際標準化機構）により、1998年に定められた国際規格

ユーザビリティ（usability）：特定の利用状況において、特定のユーザによって、ある製品が、指定された目標を達成するために用いられる際の、有効さ、効率、ユーザの満足度の度合いとされる。

を容認したと考えられる。これに対して、法人税で添付する書面は容量が大きくないことから、オンラインで完結するという本来のデジタル化の方向に一歩進めたものであろう。

(4) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ（現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付すこととする。

（注）上記の改正は、令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

地方税についても同様の措置が講じられる。

国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、一般財団法人日本データ通信協会の認定に代わり、総務大臣が認定するタイムスタンプを付すこととされた。

この改正は、総務省からの改善要望にあるもので、国による信頼性の裏付けを持った総務大臣の認定に係るタイムスタンプを電子帳簿等保存制度に位置づけることで、タイムスタンプの利用拡大とスキャナ保存による国税関係書類の電子化等の推進に資することが見込まれている。様々な角度で、電子帳簿保存法の仕組みを整備していく具体策の1つと考えられる。

(5) その他

上記のほか、修正申告書等の記載事項の整備、個人番号カードを利用したe-Taxの利便性の向上、通関手続の電子化に伴う整備等が行われており、これらも国税におけるデジタル化を全面的に推進するための整備と考えられる。

Ⅲ 記帳業務の不履行及び特に悪質な納税者への対応

従来型の実店舗や事務所を持つ個人事業者は社会全体の高齢化と共に減少傾向にあるが、デジタル化の進展や働き方の多様化に伴い、フリーランス、ギグワーカーと言われる新しい形の個人事業者が増加の傾向にある。この新しい形の事業者は、小規模であることが多く、税理士への委託が難しいといった側面があり、会計リテラシーの低下を招いている。また、別の視点として、クラウド会計の普及があり、低コストかつ簡単な方法で帳簿作成～申告が可能な環境が整いつつある。このような視点からの検討が、政府税制調査会における納税環境整備に関する専門家会合で議論された。

この検討の中では、電子化への対応が重要とされており、デジタル化により簡便に確定申告・年末調整が完了する仕組み作り、プラットフォーム事業者からの情報提供が検討されている。その上で適正に記帳義務・申告義務を履行する納税者との間の課税の公平性の観点から、帳簿不保存・記帳不備への対応、特に悪質な納税者への対応への有効な対応策の検討が行われた。

デジタル化の進展に伴う新しいビジネス形態の出現と多様化の中で、その活力を削ぐことなく新たな事業者に対して課税の公平への理解を求めることは今後重要になると思われる。

個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況
(平成30年7月～令和元年6月調査分)

- 意図しない誤りを含む「申告誤り」が税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動（白色申告が最も高い）。
- 税務調査において「仮装隠蔽」が見つかる割合については、簡易簿記の青色申告が最も高い。

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出所) 国税庁調

※「記帳不備」：実地調査において、記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、記帳が全くされていない場合、及び帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合を指す。

令和3年8月10日政府税制調査会納税環境整備に関する専門家会合第6回会合財務省提出資料

(1) 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（次の②に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

①当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にそ

の提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合

②当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（上記①に掲げる場合に該当する場合を除く。）

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

この改正については、法人税及び所得税において、隠蔽仮装行為に基づく確定申告書の提出があった場合について、一定の場合には、必要経費不算入・損金不算入となる措置が講じられることとなっており、この制度と合わせて検討を行う必要がある。

実務的な点から考えると適正な記帳体制が整備できない小規模事業者にとって、会計システムを構築することはコストの問題だけでなく、時間的制約等から厳しい対応と取られる側面がある。また災害・盗難等の事情で、帳票類を紛失するケースも想定され、税務調査の現場ではそれらの事情に十分考慮した執行が望まれる。同時に、特に小規模な事業者が適正な納税意識を持ち、そのための記帳と申告ができるようサポート体制を構築する検討も重要な課題である。

Ⅳ 財産債務調書制度等の見直し

① 財産債務調書の提出義務者の見直し
 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居

住者を提出義務者とする。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。

② 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日とする（国外財産調書についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

現行の財産債務調書提出の基準は、所得金額2,000万円超かつその年の12月31日時点で保有する総資産3億円以上（有価証券等の場合1億円以上）であり、その年の翌年3月15日までに提出することとされている。このうち、前者の提出基準については、所得基準がない財産基準のみでの提出義務が加わった。提出期限が後倒しされたことは、納税者にとって事務負担の軽減となるが、所得基準がないことは、所得税の申告を行わない場合でも財産債務調書等を提出するという負担が生じることになる。財産債務調書等は、ダイレクトに税額に影響するものではないが、そこに記載される内容は今後の税務処理として非常に重要な情報となるだけに、納税者がその点を理解し、正確性をどのように担保するかという問題が今後の検討課題になると考えられる。

V 終わりに —今後の電子化への対応—

令和4年度税制改正における納税環境整備

に掲げられた項目を俯瞰すると、国税・地方税のデジタル化は、電子申告・納税システムに限定されず、その周辺業務を含む経理・税務全体の体制整備に代わりつつあり、さらに深化していくと想定される。その先にあるのは、令和3年6月に国税庁から発表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—」に記載された「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」である。それは、表面的なデジタル化の推進から次のステップ、紙からデジタルへの完全な移行を目指すという決意表明であると思われる。この変化に対して、納税者はどのように対応すべきか。行政に追随するのではなく、変化の背景にあるもの、デジタル化の目的を納税者自身のビジネス、生活をベースに理解し、自らの立場からデジタル化に取り組むことが求められるのではないか。例えば、現在のデジタル環境とそれに対応する様々なツールを駆使すれば、記帳体制のデジタル化は技術的には難しいことではない。その結果、会計から得られるデータを自らの経営内容を正確に把握するものとして活用し、同時に適正な納税手続を進めることができる（この2つは一体的なものと考えられる）。

税制改正の個別項目を理解し対応することは当然であるが、経営者そして納税者の視点から、納税環境整備の背景にあるデジタル化、その先にあるデジタルトランスフォーメーション（DX）への道を理解し、実践していくことが求められている。

5 税理士制度

高橋俊行 ● 税理士

I はじめに

去る3月22日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議において可決され、改正税理士法が成立した。本改正は、平成26年以来の大幅改正であり、経済社会のデジタル化や税理士試験受験者数の減少への対応など、税理士制度を国民・納税者に一層信頼される制度として将来に亘って発展させていくために意義ある改正となった。

本稿では、本改正の背景及び経緯並びに主な改正項目について概観することとする。

II 改正の背景及び経緯

平成26年税理士法改正以降、情報通信技術の進展はめざましく、コロナ禍による影響も相まって、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の潮流、デジタル社会形成基本法の制定、デジタル庁の創設などデジタル化の波が大きく押し寄せている。また、税理士試験受験者数の減少傾向にも歯止めがかかっておらず、税理士制度改革の必要性が高まっていった。

日本税理士会連合会（以下「日税連」とい

う。）においては、平成29年9月、制度部に対して、会長諮問「次期税理士法改正に向けた検討について」が発せられ、平成31年4月、同部より答申「次期税理士法改正に関する答申～時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて～」が提出された。この答申は、経済社会のICT化への対応、税理士試験受験者数の減少への対応などを柱とするものであった。

その後、総合企画室税理士法改正分科会において、同答申をベースに、各税理士会及び税理士会員から寄せられた意見を踏まえ、国税庁・財務省主税局との意見交換を実施しながら検討が進められ、令和3年6月、「税理士法に関する改正要望書」が機関決定され、財務省主税局及び国税庁にこれが提出された。

この要望書に基づき、国税庁・財務省主税局との意見交換が継続されつつ、総合企画室税理士法改正分科会において検討が重ねられ、国税庁の改正要望項目を含めた税理士法改正法案が第208回通常国会に提出されるに至った。

そして、コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しが行われた。

図表：令和4年度税理士制度の見直し内容等

項目	現状・課題	改正区分	具体的改正内容	施行・適用時期
I ICT化とウィズコロナ時代への対応				
1. 税理士の業務のICT化推進の明確化	経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的發展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。	法律	①税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。 ②日税連及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更にあたっては、財務大臣の認可を必要とする。	①令和4年4月1日 ②令和5年4月1日
2. 税務代理における利便の向上	現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。	規則 通達	①税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の通知等の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する。 ②税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるように、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する。	①令和4年4月1日 ②令和6年4月1日
3. 税理士会等の通知等の電子化	税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。	政令	日税連における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する。また、その会合における欠席者の議決権行使（意見委任）について、（書面のほか）電磁的記録をもって行うことができることとする。	令和4年4月1日
4. 電子記録媒体の見直し	税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。	法律	日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、保存媒体を問わず、（書面のほか）電磁的記録をもって作成できることとする。	令和4年4月1日
5. 事務所規定の見直し	税理士業務のICT化や多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。	通達	税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。また、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。	令和5年4月1日
II 多様な人材の確保				
6. 受験資格要件の見直し	多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。	法律	会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格を不要とする。 また、税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学（に属する科目）」を緩和し、「社会科学（に属する科目）」とする。	令和5年4月1日以後に行われる税理士試験について適用
III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備				
7. 税理士法人の業務範囲の拡充	税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。	規則	税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する。 ・租税に関する教育その他知識の普及及び啓蒙の業務 ・後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等	令和4年4月1日
8. 社員税理士の法定脱退事由の整備	現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。	法律	税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する。 ・法43条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合） ・法45条・法46条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと	令和4年4月1日
9. 懲戒逃れをする税理士への対応の強化	税理士調査において税理士法違反行為を把握した後、懲戒の手続に付すまでの間に登録抹消を行うことで、懲戒逃れができる状態となっていることを踏まえ、懲戒逃れをする税理士への対応を強化する方策を整備すべきである。	法律	財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告・2年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする。決定を受けた者に対しては、懲戒処分と同等の措置を適用する。 ・決定したときは、遅滞なくその旨を官報公告する ・業務禁止相当の場合、欠格事項に該当する（決定後3年） ・業務停止（2年以内）相当の場合、登録拒否事由に該当する（決定後、決定された停止期間内） なお、決定にあたっては、懲戒の手続等及び除斥期間の規定を準用する。	令和5年4月1日以後の違反行為・事実について適用
10. 質問検査権の対象範囲の拡大	税理士法第55条の規定の射程範囲について、「元税理士」及び「にせ税理士」を追加すべきである。	法律	国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使することができることとする（罰則措置有）。 ※にせ税理士に対する調査の規定の整備は、令和4年度税制改正法案には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。	令和5年4月1日以後に行う質問・検査等について適用
11. 関係人等への協力要請制度の創設	課税調査と同様に、税理士法においても、関係者に対する反面調査や官公署への協力要請に係る規定を新たに創設すべきである。	法律	国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする（罰則措置なし）。	令和5年4月1日以後に行う協力要請について適用

12. 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設	税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除斥される規定を創設すべきである。	法律	懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）。	令和5年4月1日以後の税理士法違反行為・事実について適用
IV その他				
13. 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定	書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。 また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。	規則 通達	法33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う。	令和6年4月1日
14. 税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し	現状、税理士試験の受験申込書兼写真票に添付する写真の規格は、施行規則第二号様式において「上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）」と定められているところ、国際規格で指定されているパスポート（旅券）の規格として「45mm×35mmで顔中心の人物配置」などに改正すべきである。	規則	税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する。 なお、サイズの指定（縦4.5cm×横3.5cm）は変更しない。	令和4年4月1日

III 税理士業務のICT化推進の明確化

DXが急速に進む中、税理士制度の継続的な発展を期し、税理士が税務に関する専門家としての使命を果たすためには、経済社会環境の変化を的確に捉え、経済活動のオンライン化、ネットワークの高速化・大容量化、AI（Artificial Intelligence）やRPA（Robotic Process Automation）の進化などデジタル化を支えるICTを積極的に活用し、納税者利便の向上と経済社会全体の効率化・高度化に寄与していく必要がある。

他方、令和3年5月に成立した「デジタル社会形成基本法」は、その基本理念として、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現を掲げた。とりわけ、同法第16条（事業者の責務）に「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と定められ、すべての事業者がデジタル社会の形成推進に努めることが義務付けられた。

こうした背景から、税理士は一事業者とし

てはもちろん、事業者を支援する専門家として、DXの進展やデジタル社会形成施策を踏まえ、新しい時代に向けて時代の先駆として、納税者利便の向上とその業務の改善進歩に積極的に取り組むことが求められる。

すなわち、税理士法において、税理士の業務に電磁的方法によるものが含まれることを明示し、その上で、税理士が納税者利便の向上のために電子申告・納税、電子帳簿保存制度、マイナポータル利用など税理士の業務におけるICT利活用の推進に努めることを明確にすることで、経済のデジタル化・グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するものである。

具体的には、税理士の業務を規定する税理士法2条の枝番として2条の3（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）が新設され、税理士は、業務において電磁的方法の積極的な利用等の取組みを通じて、納税者利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定が置かれた。併せて、その取組みが円滑に進展するよう、税理士法49条の2及び49条の14の税理士会・日税連の会則の絶対的記載事項に、電磁的方法による税理士の業務に関する事項が新設された。これに基づき、日税連及び税理士会において、デジタル

化に少なからず抵抗感を有し、又は、ICTの利活用を必ずしも得手としていない税理士会員をフォローする体制が整備されることとなる。

IV 事務所設置規制の見直し

税理士事務所の設置については、税理士法40条1項において、税理士は税理士業務を行うための事務所を設けなければならないとされ、また、同条3項で事務所を複数設けてはならないと規定されている。その上で、改正前の税理士法基本通達においては、事務所とは「継続的に税理士業務を執行する場所」とされ、その判定基準として、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実を挙げていた。

この規定の目的は、継続的な業務の執行場所を1か所に限定することにより、法律関係の明確化とともに使用人等による非税理士行為の抑止を図ることにある。法律関係の明確化とは、税理士業務の本拠を特定し、税務当局や税理士会による指導・連絡・監督を円滑に実施することを企図したものであり、使用人等による非税理士行為の抑止とは、税理士個人の監督能力を超える業務拡大を事務所の数の面から規制することを意味するものである。

他方、日税連においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するべく、税理士事務所における在宅勤務・テレワーク指針を公表し、この指針に基づく在宅勤務・テレワークは既に定着し、一般的なものとなっている。このため、事務所に関する規定と実態との不一致が生じ、これを解消する見直しの必要が生じていた。

しかしながら、今回の見直しはこれにとどまらず、デジタル社会の進展の中で、今後さ

らに加速することが確実視される税理士の業務におけるICT利活用・税理士事務所のデジタル化や働き方の多様化へ対応するため、事務所設置規定を誤解のないものに整備することで、テレワークやサテライトワークを正面から認めることを企図している。

見直し内容として、事務所は「業務の本拠」と定義され、その判定基準である客観的事実は外部に対する表示のみとし、設備の状況や使用人の有無による判定は行わないこととなる。外部に対する表示には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれる。

また、事務所設置規制の目的は、法律関係の明確化であり、使用人等の非税理士行為の抑止は、本来、使用者である税理士の監督によってなされるべきであると整理された。この整理については、税理士法41条の2の使用人監督義務に係る法令解釈や日税連指針により対応される。

この見直しによって、登録された税理士事務所とは別の場所を設置するケースも想定されるが、これらが一の税理士事務所であり、業務の本拠たる事務所であると否とを問わず、使用者である税理士の責任において使用人等への実効性ある監督がなされていなければならない。また、登録された事務所以外の場所の外部に対する表示が、税理士事務所であると誤認されるものであってはならない。

なお、税理士登録に際して、業務の本拠たる事務所を全く有しないことは認められず、また、税理士が管理し得ない喫茶店内やホテルの1室を事務所とすることは当然に認められない。

V 多様な人材の確保

税理士として、多様な人材を確保しつつ、税理士試験受験者数の減少に対処するため、大学等卒業の履修科目要件が「法律学又は経済学」から「社会科学」に緩和されるとともに、受験者の多くが会計学科目から受験を始めることを踏まえ、早い段階での受験が可能となるよう会計学科目の受験資格が不要とされた。

税理士試験は、一般に合格まで10年かかると言われる。税理士試験は科目合格制を採用していることから、最初の科目合格の後、試験を離れて10数年後に受験を再開した者も存在することから、この「10年」の真偽は定かではないものの、25歳以下の受験者の合格率は30%以上であることは事実であり、比較的若い世代については、合格までの所要年数が長期にならないと考えられる。今回の受験資格要件の緩和は、こうしたデータも踏まえ、受験のファーストタッチを早めるために行われるものである。

就職活動がスタートする大学3年次までに会計学科目に合格している学生が増加することで、就職先の選択肢としての税理士事務所、職業の選択肢としての税理士に目が向く効果が期待される。

VI 税理士法人の業務範囲の拡充

税理士法人の業務範囲については、この制度が創設された平成13年改正時の国税庁・日税連フォローアップ検討会において、「税理士が法令等に基づき、その専門的知見を活用して行っている業務については、税理士法人においても行い得るものとする必要があります

す。(中略) 今後、税理士法人が行う業務としてふさわしい業務があれば、業務範囲に加えていくことも考えられます」とされていた。

税理士が専門的知見を活かして租税教育や成年後見に取り組み、また、税務に関連する研修会等の講師や書籍等の執筆を行っている現状を踏まえ、今回、税理士法人の業務範囲に加えられた。

税理士法人の業務範囲は、税理士法48条の5に「税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第2条第2項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。」と定められており、これを受けた同法施行規則21条に、税理士法2条2項の業務に準ずるものとして、税理士業務に付随しない会計業務が定められている。このほか、税理士法48条の6には、税理士法2条の2の業務、つまり、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をするという補佐人業務がある。すなわち、法人の業務は、税理士業務、税理士業務に付随する会計業務、税理士業務に付随しない会計業務、補佐人業務に限定されている。

しかし、税理士が専門的知見を活用して行う業務として、例えば、租税教室の講師や成年後見業務などの社会貢献に資する業務がある。さらに、税法関連の研修会講師や書籍執筆を行っている税理士会員も多くいる。こうした現状を踏まえ、税理士法人においても、このような業務をできるように改正されたものである。

具体的な改正内容としては、税理士法施行規則21条に、「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務」、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」の2つ

が追加された。後者の「知識」については、租税のほか、税理士の業務を行う上で必要な簿記・会計に関する知識も含まれる。

VII 懲戒逃れを図る 税理士等への対応

現状、国税当局は、税理士法55条に基づく税理士に対する調査（質問検査権の行使）を行い、調査の結果を国税審議会に諮り、その議決に基づき行う懲戒処分（2年以内の業務停止、業務禁止等）により、税理士による税理士法違反行為に対処している。

しかし、これらの手続の対象が現に登録している税理士のみに限られているため、懲戒手続開始前に税理士が自ら登録抹消した場合には、それ以上の調査や懲戒処分ができない「懲戒逃れ」という問題があった。この懲戒逃れにより、懲戒処分に係る官報公告を回避できるとともに、証拠滅失後に再登録が可能となる仕組みになっていた。

今回の見直しで、調査対象に、税理士登録を抹消した者（以下「元税理士」という。）が加えられるとともに、関係人・官公署に対し、書類提供等の協力を要請できることとされた。

また、税理士登録中に税理士法違反を行った元税理士について、国税審議会の議決に基づき、「懲戒処分を受けるべきであったことの決定」処分ができることとなり、懲戒処分と同様に官報公告、一定期間の再登録不可という措置が適用されることとなる。

併せて、懲戒処分及び「決定」処分について、除斥期間（違反行為後10年）が設けられた。

なお、税理士に対する調査の対象について、

「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）の段階では、元税理士のほか、「税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者」、いわゆるニセ税理士も含まれていたが、法制化作業が行われる中で、財務省主税局において法案にそのまま盛り込むことは難しいとの判断がなされたことから、今回の改正に含まれなかった。いわゆるニセ税理士の扱いについては、国税庁及び財務省主税局において、引き続き検討される。

VIII おわりに

税理士法1条において、税理士の使命について、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」とされている。今回の税理士法改正は、経済社会の急速な変化に的確に対応し、この使命を全うするために必要不可欠な改正であると言える。

今後、この改正税理士法の適正な運用に向け、日税連及び各税理士会・支部等において会則・諸規則等の整備が進められることとなる。

筆者は、本改正を契機として、税理士制度がより一層国民・納税者から信頼され、社会の期待に応え得る制度として、さらに発展していくことを信じてやまない。そのためにも、税理士の一人として、深い学識・高度な専門技術の修得と高潔な人格・品性の陶冶に努め、常に崇高な使命感と倫理観をもって、専門家としての職責を果たしていく所存である。